

令和元年度
登米市任期付職員(税務申告相談)採用選考考査実施要綱

◇登米市総務部人事課

〒987-0511

登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

電話 (0220)22-2145

この試験は、登米市において税務申告相談業務に従事する任期付職員の採用選考考査です。

1 職種、採用予定人員及び職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
税務申告 相談	9名程度	総務部税務課または、市内の住民税等申告会場に勤務して、住民税等の申告相談に関する業務及び住民税賦課のための申告資料等の整理に関する業務に従事します。

2 任用期間

令和2年1月6日から令和2年3月31日まで

※ 登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号）に基づき採用します。

3 受験資格

下記(1)の資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

(1) 資格

学校教育法による高等学校の卒業生及びこれと同等以上の経歴を有すると認められる者で、かつ通算3年以上公務員等として税務申告相談等の業務経験がある者

(2) 欠格事項

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 登米市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法

試験は第1次考査(書類審査)、第2次考査とし、第2次考査は第1次考査の合格者に対してのみ行います。

試 験		方 法
第1次考査 [書類審査]	経歴審査	応募資格の有無、受験申込書記載事項の真否、実務経歴書等についての審査
第2次考査	面接考査	税務申告相談の専門職として必要な専門知識等について及び公務員としての適格性についての個別面接

5 第2次考査の日時及び場所等

実施日 令和元年12月11日（水）午後4時00分～
場所等 第1次考査合格者に通知します。

6 合格者の発表

- (1) 第1次考査合格者の発表は、令和元年12月5日（木）に市役所迫庁舎掲示場及び市ホームページに受験番号を掲示するほか合否にかかわらず本人あて通知します。
- (2) 最終合格者の発表は、令和元年12月19日（木）に市役所迫庁舎掲示場及び市ホームページに受験番号を掲示するほか合否にかかわらず本人あて通知します。

7 合格から採用までの手続き

最終合格者は、採用候補者名簿に登録し、令和2年1月6日（月）に採用の予定です。

8 勤務条件等

(1) 給料

給料は、本市再任用職員の給料月額を適用しますが、職歴等を勘案して決定します。また、それぞれの条件により扶養手当、住居手当、通勤手当などが支給されます。なお、退職手当は支給されません。

(2) 昇給

昇給は行なわれません。

(3) 勤務時間等

原則として、土曜日、日曜日、祝日を除く日が勤務日となり、1日の勤務時間は7時間45分(週38時間45分)です。

9 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書・職務経歴書を本市ホームページからダウンロードのうえ、A4用紙（白色）にプリントアウトし、使用してください。なお、プリントアウトが出来ない方については総務部人事課又は税務課にて配布いたします。また、郵便で請求する場合は封筒の表に、「任期付職員(税務申告相談)受験申込書等請求」と朱書きし、宛先を明記して120円切手を貼った返信用封筒（A4版が入る大きさ）を必ず同封してください。

(2) 受験申込先

〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
登米市総務部人事課
電話 0220-22-2145

(3) 受付期間

令和元年11月15日(金)から令和元年11月29日(金)まで
申込受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵便の場合は、11月29日(金)必着のものに限り受け付けます。

(4) 提出書類等

ア 受験申込書 1部(所定の申込書を使用すること)

受験申込書に必要事項を記入し、申込前3ヵ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、縦4.5cm×横3.5cmの写真2枚を指定箇所に貼付してください(写真のない場合は受け付けできません)。

イ 職務経歴書 1部(所定の様式を使用すること)

ウ 受験料 不 要

エ 郵便申込の場合は、宛先を明記し84円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

10 その他

(1) 第1次考査合格者には受験票を交付します。

(2) この試験についての問い合わせは、登米市総務部人事課でお答えします。

(総務部人事課 電話番号 0220-22-2145)

なお、郵送で問い合わせる場合は、必ず宛先明記の往復ハガキを使用するか、または84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封してください。